様式第十六号の十（裏面）を次のように改める。

様式第16号の10（裏面）

〔注意〕

1.　事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。

2.　②は死亡労働者が傷病年金を受けていた場合に、その給付に係る年金証書の番号を記載すること。

3.　④の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

4.　平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及び期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑤に記載すること。（様式第16号の6別紙に内訳を記載し、添付すること。ただし、すでに提出されている場合を除く。）

5.　死亡労働者に関し遺族給付が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病年金を受けていた場合には⑦の別紙は付する必要がないこと。

6.　死亡労働者が特別加入者であった場合には、

(1)　⑤には、その者の給付基礎日額を記載すること。

(2)　別紙の㋑から㋓まで並びに㋐及び㋒の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。

7.　この請求書には、労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類を添えること。

8.　遺族給付の支給の請求書が提出されている場合には、7による書類の提出は必要ではないこと。

9.　「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第十六号の十一（裏面）〔注意〕9中「している支店、工場、工事現場等の場合に」を「受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を」に改める。